

長野県地方税滞納整理機構の議会の議員選挙に関する規則

平成23年1月4日

長野県地方税滞納整理機構規則第5号

(趣旨)

第1条 長野県地方税滞納整理機構（以下「広域連合」という。）の議会の議員の選挙については、長野県地方税滞納整理機構規約（以下「規約」という。）第8条及び第9条第4項に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(長野県議会における選挙の通知)

第2条 長野県議会における選挙を行う事由が生じたときは、広域連合長は、長野県議会の議長にその旨を通知しなければならない。

(各市町村議会における選挙の選挙長)

第3条 規約第8条第1項第2号から第5号までに掲げる区分に応じて、各市議会又は各町村議会で行う広域連合の議会の議員の選挙（以下「各市町村議会における選挙」という。）を行うときは、選挙長を置く。

2 選挙長は、広域連合事務局長の職にある者をもって、これに充てる。

3 選挙長は、この規則に定める各市町村議会における選挙に関する事務を担当する。

(各市町村議会における選挙の告示)

第4条 各市町村議会における選挙を行うときは、選挙長は、その旨及び候補者の届出の受付開始日を、少なくとも候補者の届出の受付開始日の14日前に告示しなければならない。

(各市町村議会における選挙の団体推薦の候補者の届け出)

第5条 規約第8条第3項各号に定める団体が候補者を推薦しようとするときは、本人の承諾を得て、前条の規定により告示された候補者の届出の受付開始日から起算して7日以内（長野県地方税滞納整理機構の休日を定める条例（平成23年長野県地方税滞納整理機構条例第1号）第2条第1項に規定する広域連合の休日に当たる日があるときは、当該休日を除く。）に、郵便等によることなく、長野県地方税滞納整理機構議会議員選挙候補者推薦届出書（様式第1号）によりその旨を選挙長に届け出なければならない。

(各市町村議会における選挙の個人推薦の候補者の届出)

第6条 規約第8条第3項各号に定める構成団体の長又は議員の所定の人数の推薦を受けて候補者となろうとする者は、前条に規定する期間内に、郵便等によることなく、長野県地方税滞納整理機構議会議員選挙候補者届出書（様式第2号）によりその旨を選挙長に届け出なければならない。

2 前項の長野県地方税滞納整理機構議会議員選挙候補者届出書には、規約第8条第3項各号に定める構成団体の長又は議員の所定の人数の推薦書（様式第3号）を添えなければならない。この場合において、推薦候補者は、自らを推薦することはできない。

3 規約第8条第3項各号に定める構成団体の長又は議員が候補者を推薦しようとするときは、同一の選挙において2人以上の者を推薦することができない。

4 規約第8条第3項第3号及び第4号に規定する構成団体の議員の定数の総数は、第4条の規定による告示があった日の前年の12月31日における議員の定数の総数による。

(各市町村議会への通知)

第7条 第5条及び前条第1項に規定する候補者の届出期間を経過した翌日に、選挙長は、直ちに候補者の氏名及び住所等を、規約第8条1項各号の区分に応じて、各市議会又は各町村議会の議長に通知しなければならない。

(当選者・開票結果の報告)

第8条 長野県議会において第2条の通知に基づき広域連合の議会の議員の選挙を行ったときは、議長は、直ちに当選者を長野県地方税滞納整理機構議会議員選挙当選人報告書(様式第4号)により、選挙長に報告しなければならない。

2 各市議会又は各町村議会において広域連合の議会の議員の選挙を行ったときは、各議会の議長は、直ちにその開票結果を、規約第8条第1項第2号から第5号までに掲げる区分毎に、長野県地方税滞納整理機構議会議員選挙結果報告書(様式第5号)により、選挙長に報告しなければならない。

(各市町村議会における選挙の当選人)

第9条 選挙長は、前条第2項の規定により、すべての市議会又は町村議会から選挙の開票結果の報告を受けたときは、選挙会を開き、各候補者の得票総数を計算し、規約第8条第4項の規定により当選人を決定しなければならない。

2 当選人を決定するに当たり得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで決定する。

3 第5条及び第6条第1項の規定による届出のあった候補者の総数がその選挙において選挙すべき議員の数を超えないときは、又は超えなくなったときは、選挙長は、当該候補者をもって当選人と決定しなければならない。

4 前3項の規定により当選人が決定したときは、選挙長は、直ちに当選人に当選の旨を、第5条に規定する団体推薦により推薦された者にあつては推薦団体を經由し、第6条に規定する個人推薦により推薦された者にあつては直接告知する。

5 選挙長は、当選人の住所及び氏名を告示しなければならない。

6 選挙長は、当選人に速やかに当選証書を交付する。

(選挙結果の報告)

第10条 選挙長は、選挙の結果を直ちに広域連合の構成団体の長及び議会の議長に報告しなければならない。

(任期の起算)

第11条 規約第8条第1項第1号に定める広域連合議員の任期は、選挙長が長野県議会の議長から選出の報告を受理した日から起算する。

2 規約第8条第1項第2号から第5号に定める広域連合議員の任期は、第9条の規定により当選人を決定した日から起算する。ただし、広域連合議員の任期満了による選挙が広域連合議員の任期満了の前に行われた場合（規約第8条第1項第2号及び第3号の議員並びに第4号又は第5号の議員にあつてはそれぞれ1名の議員が任期満了の場合に限る。）においては、前任の議員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、当選人を決定した日後に前任の議員が欠けたときはその欠けた日の翌日から、それぞれ起算する。

3 前項ただし書きの広域連合議員の任期満了による選挙の場合（規約第8条第1項第4号又は第5号の議員の2名が任期満了の場合に限る。）において、前任の議員が広域連合議員の任期満了の日までいずれかが在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、当選人を決定した日後に前任の議員がすべてなくなったときはそのすべてなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

（広域連合議員の欠員が生じた場合の繰上補充）

第12条 各市町村議会における選挙により選出された広域連合の議会の議員の欠員が生じた場合において、第9条第2項の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、選挙会を開き、その者の中から当選人を決定しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(様式第1号) (第5条関係)

年 月 日

長野県地方税滞納整理機構議会議員選挙 選挙長 殿

長野県市長会（又は町村会、市議会議長会、
町村議会議長会）会長



長野県地方税滞納整理機構議会議員選挙候補者推薦届出書

年 月 日に告示された長野県地方税滞納整理機構議会議員選挙における
候補者として、以下のとおり推薦します。

年 月 日 告示第 号
長野県地方税滞納整理機構議会議員選挙

(ふりがな) 候補者氏名	
住 所	
生 年 月 日	
公 職 等 の 種 類	
所 属 政 党	
(ふりがな) 候補者氏名	
住 所	
生 年 月 日	
公 職 等 の 種 類	
所 属 政 党	

(様式第2号) (第6条関係)

長野県地方税滞納整理機構議会議員選挙候補者届出書

年 月 日 告示第 号
長野県地方税滞納整理機構議会議員選挙

(ふりがな)	
候補者氏名	
住 所	
生 年 月 日	
公 職 等 の 種 類	
所 属 政 党	

上記のとおり推薦書を添えて候補者として届出をします。

年 月 日

氏 名

印

長野県地方税滞納整理機構議会議員選挙 選挙長 殿

(様式第3号) (第6条関係)

推 薦 書

年 月 日に告示された長野県地方税滞納整理機構議会議員選挙における
候補者として、 市町村長（議会議員） を推薦します。

年 月 日

推 薦 者

住 所

公 職 等 の 種 類

氏 名

㊟

(様式第4号) (第8条関係)

長野県地方税滞納整理機構議会議員選挙当選人報告書

年 月 日 告示第 号
長野県地方税滞納整理機構議会議員選挙

(ふりがな) 当 選 者 氏 名	
住 所	
生 年 月 日	
所 属 政 党	

年 月 日

長野県議会議長



長野地方税滞納整理機構議会議員選挙 選挙長 殿

(様式第5号) (第8条関係)

長野県地方税滞納整理機構議会議員選挙結果報告書

年 月 日 告示第 号
長野県地方税滞納整理機構議会議員選挙

1 投・開票日	年 月 日		
2 投票の状況	議員定数	選挙当日在任議員数	投票者数
	人	人	人
3 開票の結果	投票総数 (B)+(C)=(A)	有効投票 (B)	無効投票 (C)
4 候補者の得票数	氏名	公職等の種類	得票数

年 月 日

議会議長



長野県地方税滞納整理機構議会議員選挙 選挙長 殿